

仕 様 書

1. 委託業務名

令和4年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業（二次募集）

2. 事業の趣旨

公募要領「2. 事業の趣旨」のとおり

3. 委託業務の内容

企画提案者は、下記（1）に記載のテーマの中からいずれか希望するものを1つ選択し、文化庁と共同で研究を行うものとする。共同研究の実施に当たっては、（2）に記載の条件を満たし、具体的な研究課題を設定すること。

※採択された場合、事業の実施に当たっては、文化庁と打ち合わせなどを通じ緊密に連携すること。

※採択件数は審査委員会での審査に基づき、変更になる場合がある。

※複数の研究テーマを選択することや、複数の研究テーマにまたがる研究課題を設定することはできない。

（1）研究テーマ

① 海外におけるメディア芸術作品の評価を上げるための「価値づけ」経緯の実態調査・研究

我が国のメディア芸術（アニメ、マンガ等）は海外でも一定の人気を得ているものの、まだ海外に紹介されていない優れた作品が多くあり、これらをさらに普及させることが肝要であると考えられる。

海外においては、当該国の専門家等が作品等を高く評価することにより、当該国における映画祭や市場等においても評価が高まり普及が進む実例がある（例：北野武、黒沢清等）。アニメ、マンガ等においてもこのような「価値づけ」を戦略的に実践し、我が国が誇るメディア芸術作品をさらに普及させるため、「価値づけ」の経緯を把握し、海外で高評価を得るために必要な施策について実態調査・研究を行う。

具体的には以下に留意して調査・分析を行うこと。

ア) 対象国は欧米諸国（アメリカ及びフランスを必ず含む）とする。

イ) 調査に当たっては、対象国等の批評家や研究者、出版社や配給会社等へのヒアリングを含めた調査を行い、作品の「価値づけ」や当該国における評価の経緯について具体的な事例を収集すること。

② 文化統計の体系化に関する調査・研究

近年、政府においてはエビデンスに基づく政策の企画立案の重要性が増している。文化庁では令和2年度「文化行政調査研究」文化統計の整備に関する調査研究事において、既存の公的統計を対象に文化統計の一定の整理を行ったが、国の文化政策のエビデンスに基づく企画立案に向けては、最終的には文化統計の体系化が必要であり、そのためには、さらに対象を広げて既存の統計情報等を整理することと合わせ、不足する統計情報の検討・調査を更に進めていく必要がある。

そこで、本調査・研究では文化庁が例年実施する「文化に関する世論調査」の結果について詳細分析を行い、その内容を把握し、今後の調査の在り方を検討するとともに、文化行政の政策を検討するにあたり新たに活用すべきデータ、文化芸術に関するデータとして不足しているデータの検討などを行う。

(2) 実施条件

報告書の作成

事業完了後は、本事業の企画内容や実施状況等の記録及び報告をまとめ、委託業務成果報告書として、文化庁へ提出すること。また、報告書の提出後に受託者の責任による誤りが判明した場合には、受託者が修正するものとする。

提出先や部数等については、下記の通りとする。

○提出部数 2部

※Windowsで読み取り可能な電子データ（CD-ROMまたはE-mail）
によっても納品するものとする。

○提出先

〒605-8505

京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

文化庁 地域文化創生本部 総括・政策研究グループ

4. 業務期間

委託契約締結日から業務が完了した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までとする。

5. 委託業務遂行上の留意点

- (1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、文化庁と綿密な打合せを行い、打合せの都度、記録を作成するとともに、文化庁からの要請に応じ、適宜進捗状況の報告を行うこと。

- (3) 本委託業務の実施にあたり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 文化庁からの委託費の支払にあたっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、文化庁と十分な協議の上、決定するものとする。